

広島県告示第五百四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項第一号、第二号及び第十二号の規定によつて、次のとおり行政処分を行った。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 商号又は名称
有限会社シティープラン
- 二 代表者の氏名
金 成雄（福田 亘成）
- 三 主たる営業所の所在地
広島県東広島市西条本町二二―八
- 四 登録番号及び登録年月日
広島県知事（七）第〇一五二二号 平成二十一年二月二十六日
- 五 行政処分の年月日
平成二十二年五月二十一日
- 六 行政処分の内容
貸金業の登録の取消し